

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税9) 法人事業税: 義(地方税8)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》          消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号。以下、「生協法」という。)において員外利用とは、消費生活協同組合(以下、「生協」という。)が、組合員以外の者にその事業を利用させることである。          員外利用は原則禁止されているが、組合員以外に事業を利用させることが合理的な場合は、法令上限定列挙し定めているところ。          現状、生協法第 12 条第 3 項第 4 号及び同法施行規則(昭和 23 年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第 1 号)第 7 条において、組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業(酒類・たばこ・ガス・水道水)を規定している。</p> <p>《要望の内容》          今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加する。</p> <p>《関係条項》          租税特別措置法第 42 条の 3 の 2、第 68 条          地方税法第 72 条の 24 の 7</p>
5	担当部局		社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室
6	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期: 令和 5 年 8 月          分析対象期間: 令和 2 年度～令和 7 年度</p>
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成 21 年度改正 創設          平成 23 年度改正 拡充          平成 27 年度改正 延長          平成 29 年度改正 延長          令和元年度改正 延長          令和 3 年度改正 延長          令和 5 年度改正 延長</p>
8	適用又は延長期間		令和 7 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          生協は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような生協の事業活動を推進し、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して</p>

		<p>地域の課題に取り組む体制を整備し財政基盤の充実を図る必要がある。</p>
		<p>《政策目的の根拠》 生協は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,890万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。 近年、生協は、地域共生社会の実現に向け、組合員以外の社会に対する貢献活動を求められている場面が増加しており、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組みを行っている。 今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定しているが、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図り、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備する必要がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標VII ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること 施策目標1-3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、財政基盤の充実を図ることにより、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること。</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定している。 零細な生協にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で経営基盤が脆弱であるため、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図る必要がある。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>—</p>
		<p>② 適用額</p> <p>—</p>

		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>生協は、長年にわたり、高齢者や子育て世代などの居場所づくりや健康づくり、生活困窮者に対する生活相談、さらには災害対応など、多種多様な取組を展開しており、地域共生社会の実現に向けた支援体制づくりを進める上で重要な担い手となっている。</p> <p>本税制措置により、一部の生協については着実に経営基盤の安定化が図られているものの、零細な生協にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図ることができる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>近年、生協は、地域共生社会の実現に向け、組合員以外の社会に対する貢献活動を求められている場面が増加しており、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組みを行っている。</p> <p>今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定しているが、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図り、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備する必要がある。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	生協は、消費者である地域住民自らが組織する「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。今後ともその社会的、公共的な役割を果たし続けるためには、経営基盤を確立し、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進することが重要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		